

第3期地域福祉計画の中間見直しについて

1 施策の内容、目標値等の見直しを行う

令和3、4年度に状況が変わった取組や施策の一部が終了したものの目標を達成した取組等について施策の内容及び目標値等を見直す。

2 重層的支援体制整備事業の創設（社会福祉法第106条の4）

令和2年に社会福祉法が改正され、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制を構築するため、「重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」という。）」が創設された。

○重層事業計画（地域福祉計画とは別に策定予定）の必須事項〔参考〕

- ・ 相談支援機関、地域づくりに向けた支援事業の拠点等の設置箇所数、設置形態
- ・ 参加支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施体制（委託の有無を含む実施主体、配置人数、体制）
- ・ 重層的支援会議の実施方法
- ・ 支援関係機関の連携に関する事項

このたびの中間見直しでは、令和7年度の重層事業開始に向け

- ・ 地域住民、関係機関との理念の共有
- ・ 地域の支援ニーズの把握
- ・ 実施体制の検討

などについて主に記載予定

3 地域福祉実践計画との一体的な見直し

苫小牧市社会福祉協議会が策定している第6期地域福祉実践計画と相互に連携を図るため、一体的な見直しを行う。

第3期地域福祉計画の中間見直し

第3期地域福祉計画	見直し内容
<p>第1章 計画の策定にあたって</p> <p>1 計画策定の趣旨</p> <p>2 計画の位置付け・関連計画との関係</p> <p>3 計画の期間</p>	<p>◆R2改正社会福祉法（第106条の3）努力義務 包括的支援体制の整備の記載を検討する。</p>
<p>第2章 現状と課題</p> <p>1 地域福祉計画を取り巻く動向</p> <p>2 苫小牧市の現況</p> <p>3 ニーズの把握</p> <p>4 課題及び施策検討</p> <p>5 地域福祉計画推進委員会からの意見</p> <p>6 新たな基本目標</p>	<p>◆「2 苫小牧市の現況」の統計資料について新しい数値に見直す。</p> <p>◆「6 新たな基本目標」について、重層事業に係る記載を検討する。</p>
<p>第3章 基本方針</p> <p>1 基本理念</p> <p>2 基本目標</p> <p>3 計画の体系</p> <p>4 圏域の設定</p>	<p>◆地域福祉計画における地域共生社会の理念は、重層事業の前提となるものであり、重層事業の実施計画策定に係る必要事項の記載を検討する。</p>
<p>第4章 施策の推進</p> <p>1 施策の推進に対する考え方</p> <p>2 施策の体系</p> <p>3 評価指標</p>	<p>◆施策の内容、目標値等の見直し</p> <p>・令和3、4年度に状況が変わった取組や施策の一部が終了したもの、目標を達成した取組について施策の内容、目標値等を見直す。</p> <p>◆重層的支援体制整備事業の創設</p> <p>・地域住民、関係機関との理念の共有、地域の支援ニーズの把握、実施体制の検討を主に記載</p>
<p>第5章 地域福祉活動を推進する基盤づくり</p> <p>1 社会福祉協議会「第6期地域福祉実践計画」との連携</p> <p>2 計画の進行管理と検証体制</p>	<p>◆社会福祉協議会が策定している第6期地域福祉実践計画と連携して見直しを検討する。</p>

地域福祉計画推進委員会の今後のスケジュール（案）について

時期	作業内容
R5年4月	○第3期計画中間見直し案の作成
5月	↓
6月	
7月	
8月	
9月	○第3期計画中間見直し修正案の作成
10月	↓
11月	
12月	○市議会厚生委員会報告 ○パブリックコメント（市民意見募集）
R6年1月	↓
2月	
3月	○第3期地域福祉計画中間見直し案確定

施策 2 権利擁護の推進



全ての市民の人間性が尊重され、自分らしく生きることができるよう、積極的に意識啓発を行います。また、判断能力が十分ではない高齢者や障がいのある人について、基本的な人権が守られ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、成年後見制度の利用促進や虐待防止の取組を推進します。

取組方針⑤

成年後見制度等の利用促進（苫小牧市成年後見制度利用促進基本計画）

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号。以下「法」といいます。）が施行されてから、6 年が経過しました。本市においては、平成 28 年 5 月に成年後見支援センター（以下「センター」といいます。）を開設し、令和 4 年 4 月には支援対象範囲に厚真町、安平町及びむかわ町を加えてセンターを広域設置するとともに中核機関へ移行する等、成年後見制度の利用にかかる体制整備を進めてきました。

国の動きとしては、第一期成年後見制度利用促進基本計画（計画期間：平成 29～令和 3 年度）における取組を踏まえて、令和 4 年 3 月に第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下「第二期計画」といいます。）が閣議決定され、成年後見制度の利用促進は、単に利用者の増加を目的とするだけでなく、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指す、新たな段階へと移行しています。

第二期計画においては、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤として「権利擁護支援」を位置づけた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実など、成年後見制度利用促進の取組を更に進めていくこととされています。

本編は、法第 14 条に基づき、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」と位置づけ、第二期計画の趣旨を踏まえながら、以下のとおり各種施策を推進します。

担当課

総合福祉課/とまこまい成年後見支援センター

取組項目① 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

地域連携ネットワークは、包括的・重層的・多層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワークを通し、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を目標として整備されるものです。

本市では、重層的支援体制整備と連携を図りながら、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを目指します。

No	取組項目	取組内容
14	包括的・多層的な支援体制の構築	中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくりにより、権利擁護支援の包括的・多層的な支援体制の構築を目指します。
	権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置づけ、地域連携ネットワークづくりを通じて、権利擁護支援策の一層の充実を図ります。

取組項目② 中核機関の体制強化

これまで培ってきた相談、申立支援、受任調整、後見人へのバックアップ等の各種機能やノウハウを十分に生かしながら、地域連携ネットワークにおける調整役として、相談機能の充実、相談業務に携わる人材育成など、中核機関の更なる体制及び機能の強化を図ります。

No	取組項目	取組内容
15	中核機関の設置・運営	市とセンターが中核機関を設置し、連携を図りながら運営を行います。
	相談機能の強化及び人材の育成	市のふくし総合相談窓口等を一次相談窓口、センターを二次相談窓口と位置づけ、相談員のスキルアップと育成に取り組みます。
	受任調整機能の充実	受任調整会議を定期的に行い、本人にとって適切な後見人が選任されるよう、マッチング機能の更なる充実に努めます。

	3町との連携体制の維持・強化	苫小牧市、厚真町、安平町及びむかわ町によるセンターの広域設置体制の維持・強化のため、市が事務局となって3町及びセンターとの調整役を担います。
--	----------------	--

取組項目③ 成年後見制度の普及・啓発

権利擁護の必要な人を早期に発見し、相談や支援へつなげることの重要性や、判断能力の程度に応じた保佐・補助の各類型による利用についても周知を行うなど、制度の理解や認知度の向上に取り組みます。

No	取組項目	取組内容
	成年後見制度の広報・周知	成年後見制度の概要や相談窓口の周知等、パンフレットやホームページの内容について充実を図ります。
16	講演会等の開催	認知度の向上のため、市民を対象とした成年後見制度についての講演会等を開催します。
	出前講座の実施	認知度の向上や地域での支援の必要性についての理解を深めてもらうため、市民・団体等を対象に出前講座を実施します。

取組項目④ 市民後見人の育成及び法人後見実施団体への支援

成年後見制度利用の需要増加に対応するため、市民後見人養成講座の開催を継続し、受講者数の増加に取り組むとともに、市民後見人の担い手確保について検討を行います。

また、法人後見実施団体へ補助金を交付することにより、地域における担い手の活動を支援します。

No	取組項目	取組内容
17	養成講座の実施方法等の検討	養成講座のカリキュラム・開催回数・時期などの見直し、受講しやすい環境や周知方法等について検討し、受講者数の増加に取り組めます。

	市民後見人の周知啓発	認知度の向上のため、市民後見人の活動や事例を紹介する等、周知方法の検討を行います。
	担い手確保の検討	市民後見人の担い手確保の方法について検討を行います。
	法人後見実施団体への支援	市内で活動する法人後見実施団体へ補助金を交付し、その活動を支援します。

取組項目⑤ 後見人の相談体制等の整備

市民後見人や親族後見人等が孤立することを防ぎ、適切かつ安定的な活動を行うために相談等を受けられるサポート体制づくりを推進します。また、市民後見人向けの研修や活動マニュアルの改訂を行いながら、後見人としての適正な対応力の向上と不正防止に取り組みます。

No	取組項目	取組内容
18	相談窓口の設置	裁判所への提出書類作成支援を含めた相談窓口を設置し、市民後見人や親族後見人等の活動が円滑に行われるよう支援します。
	フォローアップ研修の開催	市民後見人のスキル・対応力の向上や、不正防止に関する研修を行います。
	活動マニュアルの改訂	必要に応じ、市民後見人の活動マニュアルを改訂します。

取組項目⑥ 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用者への支援

身寄りのいない人や虐待事案等について、市町村長申立てを適切に実施し、権利擁護支援へ繋がります。また、成年後見制度の利用にかかる費用負担が困難な方に対し、報酬等の助成を行います。

さらに、日常生活自立支援事業利用者のうち成年後見制度への転換が望ましいケースについて、移行支援に取り組みます。

No	取組項目	取組内容
19	市町村長申立ての適切な実施	身寄りのいない人等への支援や虐待事案等において、市町村長申立ての活用を図り、権利擁護支援につなげます。
	報酬等助成の実施	成年後見制度の利用にかかる費用負担の困難な方に対し、後見報酬等の助成を実施します。
	日常生活自立支援事業利用者の成年後見制度への移行支援	日常生活自立支援事業利用者のうち、成年後見制度への転換が望ましいケースについて、スムーズな移行の支援を行います。

評価指標

指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
市民後見人受任件数	22 件	98 件

施策 2 権利擁護の推進



全ての市民の人間性が尊重され、自分らしく生きることができるよう、積極的に意識啓発を行います。また、判断能力が十分ではない高齢者や障がいのある人について、基本的な人権が守られ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、成年後見制度の利用促進や虐待防止の取組を推進します。

取組方針⑤

成年後見制度等の利用促進（苫小牧市成年後見制度利用促進基本計画）

認知症、知的障がいその他精神上の障がいがあることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支えあうことは、社会の喫緊の課題であり、かつ共生社会の実現に資することです。成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段ですが、現状では十分に利用が進んでいるとは言えません。

権利擁護ニーズが地域で埋もれることなく、成年後見制度を適切に利用できるよう、早期相談・支援につなげるための地域連携のネットワークを構築するとともに、支援に携わる人材や市民後見人の確保・育成を行い、制度を円滑に運用する体制づくりが必要となります。地域における権利擁護の必要な人に意思決定の支援を行うことで、自発的意思が尊重される地域づくりを目指すとともに、包括的支援体制の整備を進めます。

本編は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条に基づく市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付け、以下のとおり各種施策を推進します。

担当課

総合福祉課/成年後見支援センター

取組項目① 地域連携ネットワークの構築

「権利擁護の必要な人の早期発見・支援」、「身近な相談体制」、「意思決定支援・身上保護を重視した制度運用」を念頭に、地域や関係機関等と連携を図り、権利擁護支援のネットワークを構築します。

No	取組項目	取組内容
14	合議体の設置・運営の検討	行政・法律・医療・福祉・金融・地域等の関係機関や団体、家庭裁判所との連携の仕組みを構築し、権利擁護支援に関する合議体の設置・運営について検討します。
	チームによる支援の検討	後見人・関係者を含めたチームにより、権利擁護の必要な方への支援体制を構築します。また、上記チームによるケース会議を開催し、情報共有や支援の方向性等について検討を行います。

取組項目② 中核機関の体制整備

これまで培ってきた相談、申立支援、受任調整、後見人へのバックアップ等の各種機能やノウハウを十分に生かしながら、市と成年後見支援センターとの協働による中核機関を設置します。中核機関は、地域連携ネットワークにおける調整役として関係機関とともに意思決定支援に取り組み、広域化についても周辺各町と協議・検討を行います。

また、今後見込まれる相談件数の増加に対応するため、相談機能の強化、相談業務に携わる人材の育成に取り組みます。

No	取組項目	取組内容
15	中核機関の設置	市と成年後見支援センターによる中核機関を設置し、その役割分担についての整理を行います。
	相談機能の強化及び人材の育成	市と成年後見支援センターによる新たな相談体制を構築し、相談員のスキルアップ、育成に取り組みます。後見支援センターの体制強化についても検討を行います。
	受任調整機能の充実	受任調整会議（マッチング機能）をより充実させるため、被後見人対象者のニーズ把握の方法について検討します。
	周辺町と広域化についての検討	本市の周辺各町と中核機関の広域化について、協議・検討を行います。

取組項目③ 成年後見制度の普及・啓発

権利擁護の必要な人を早期に発見し、相談や支援へつなげることの重要性や、判断能力の程度に応じた保佐・補助の各類型による利用についても周知を行うなど、制度の理解や認知度の向上に取り組みます。

No	取組項目	取組内容
16	成年後見制度の広報・周知	成年後見制度の概要や相談窓口の周知等、パンフレットやホームページの内容について充実を図ります。
	講演会等の開催	認知度の向上のため、市民を対象とした成年後見制度についての講演会等を開催します。
	出前講座の実施	市民認知度の向上や地域での支援の必要性についての理解を深めてもらうため、市民・団体等を対象に出前講座を実施します。

取組項目④ 市民後見人の育成

成年後見制度の需要増加に対応するため、市民後見人養成講座の開催を継続し、受講者数の増加に取り組むとともに、市民後見人の担い手確保について検討を行います。

No	取組項目	取組内容
17	養成講座の実施方法等の見直し	養成講座のカリキュラム・開催回数・時期などの見直しや受講しやすい環境について検討し、受講者数の増加に取り組めます。
	市民後見人の周知啓発	認知度向上のため、市民後見人の活動や事例を紹介する等、周知方法の検討を行います。
	担い手確保の検討	市民後見人の担い手確保の方法について検討を行います。

取組項目⑤ 後見人の相談体制等の整備

市民後見人や親族後見人が孤立することを防ぎ、適切かつ安定的な活動を行うために相談等を受けられるサポート体制づくりを推進します。また、研修や活動マニュアルの改訂を行いながら、後見人としての適正な対応力の向上と不正防止に取り組みます。

No	取組項目	取組内容
18	相談窓口の設置	裁判所への提出書類作成支援を含めた相談窓口を設置し、市民後見人や親族後見人等の活動が円滑に行われるよう支援します。
	フォローアップ研修の開催	市民後見人のスキル・対応力の向上や、不正防止に関する研修を行います。
	活動マニュアルの改訂	必要に応じ、市民後見人の活動マニュアルを改訂します。

取組項目⑥ 成年後見制度利用者への支援

成年後見制度の利用にかかる費用負担が困難な方に対し、報酬等の助成を行います。

また、日常生活自立支援事業利用者のうち成年後見制度への転換が望ましいケースについて、移行支援に取り組みます。

No	取組項目	取組内容
19	報酬等助成の実施	成年後見制度の利用にかかる費用負担の困難な方に対し、後見報酬等の助成を実施します。
	日常生活自立支援事業利用者の成年後見制度への移行支援	日常生活自立支援事業利用者のうち、成年後見制度への転換が望ましいケースについてスムーズな移行の支援を行います。

評価指標

指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
市民後見人数	18人	40人